

令和2年箕輪町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した、令和2年度公の施設の指定管理監査の結果を同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和2年11月17日

箕輪町監査委員 松本 豊實

箕輪町監査委員 木村 英雄

令和2年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

- 1 公の施設 箕輪町障がい者地域活動支援センター みのわ〜れ
- 2 指定管理者 企業組合 労協ながの
- 3 所管課 福祉課

第3 監査の範囲

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

第4 監査の実施期間

令和2年10月16日から令和2年11月16日まで
現地調査 令和2年10月28日

第5 監査の着眼点

1 所管課関係

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書等により適切に行われているか
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か

2 指定管理者関係

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
 - ア 施設管理業務の実施状況
 - イ 施設の利用状況
 - ウ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか
- (4) 業務に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
 - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か
 - イ 証拠書類の整備・保存は適正か

第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する課に係る出納、他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ指定管理者及び所管課職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

第7 指定管理の概要

1 指定管理者名称 企業組合 労協ながの

2 指定の意義

みのわへの管理に関して箕輪町が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる企業組合労協ながのの能力を活用しつつ、町民が気軽に集うことができる「憩いの場」を運営し、障がい者や子育て世代の社会交流を推進する目的であることを確認する。

3 業務の範囲

- (1) 障がい者地域活動支援センター業務
- (2) 飲食物の提供に関する業務
- (3) 施設（設備及び備品）の維持管理等に関する業務

4 指定期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日

5 指定管理料

平成30年度 8,683,200円

令和元年度 8,763,600円

令和2年度 8,844,000円

6 運営費収支

令和元年度 収入 13,609,730円

支出 12,649,772円

差引 959,958円

7 施設の概要

箕輪町障がい者地域活動支援センター「みのわへれ」

所在地 箕輪町大字中箕輪9025番地

占用面積 247㎡

開所時間 午前10時から午後7時

利用料金 無料

第8 監査の結果

監査の対象とした出納その他の事務について、監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、以下の意見・要望事項を除き、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促した。

1 所管課関係

指定管理者による施設の管理、運営は、町と指定管理者の間で締結された協定書に従っているが、施設の改修等（第11条関係）については改築、改造、増築若しくは増設は町が行い、経費も町の負担とし、通常の管理及び運営によって生じた修繕は指定管理者の負担として規定されている。開所後5年が経過し、ダクト清掃を実施しなければならない等様々な改修・修繕等の維持管理に係る経費が必要になってくると思われる。費用負担も含め一定の範囲基準等の策定について検討されたい。

また、年1回実施の所管課による監査は引き続き行われたい。

2 指定管理者関係

会計経理及び出納事務について適正に執行されている。

オープンキッチンの貸し出しをもっと宣伝して利用促進をされたい。

障がい者の就労体験以外にも、就労継続支援B型事業所等からパン、麺等を仕入れたり、子ども食堂ではなくふれあい食堂と銘打ち誰もが来店できるよう支援を行うなどし、箕輪町の障がい者地域活動支援センターとしての役割を果たしている。

3 総括

総務省通知によると指定管理者制度は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの」（平成15年7月17日総行第87号）とされ、「公共サービスの水準の確保という要請を満たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものである」（平成22年12月28日総行経第38号）と指摘されている。

指定管理者制度の活用においては、単に施設の効率的・効果的な管理運営だけでなく、実施事業そのものと利用者にとっての最適な支援を重要視すべきものであり、管理者の意欲と技量が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、きめ細かい状況評価が必要不可欠な委任業務である。今後においても、常に新たな問題意識を持ち、幅広い視野で管理運営業務の評価・検証に当たるとともに、適切な指導・助言に努められたい。